

第十六回 参議院内閣委員会 會議録第十二号

昭和二十八年七月十三日(月曜日)午後一時四十三分開会

委員の異動

七月十日委員田中啓一君辭任につき、その補欠として重宗雄三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 小酒井義男君
理事 上原 正吉君
長島 銀藏君
竹下 豊次君

委員

井上 知治君
白波瀬米吉君
高瀬莊太郎君
松永 義雄君
松原 一彦君
野本 品吉君

國務大臣

厚生大臣 山縣 勝見君

政府委員

内閣官房副長官 江口見登留君
行政管理局長 大野木克彦君
法務省矯正局長 中尾 文策君
法務省保護局長 齋藤 三郎君
文部省社会教育局長 寺中 作雄君

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

説明員

国家地方警察本部刑事部防犯課勤務 寺田 馨君
法務省刑事局刑事課長 長戸 寛美君

本日の會議に付した事件
○青少年問題協議會設置法案(内閣提出・衆議院送付)
○厚生省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)
○大藏省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(小酒井義男君) 只今より内閣委員會を開きます。
青少年問題協議會設置法案を議題といたします。前回に引続きまして質疑を続行いたします。

○松永義雄君 或る学者で法務省内の青少年犯罪について研究の堪能の方の文獻によりますと、犯罪はインフレーションに並行すると、ドイツにおいてもそうであつた日本でもそういうグラフがある、こういうことを言われたのですが、ところが御提出の資料の中に、青少年に関する犯罪について経済が安定したといわれる二十六年乃至昨年の数字を見ますと、それほど犯罪数が減つておらないのですが、一体なぜ犯罪数がそれほど減らないかという点について、簡単にいいですか、主なる点についてお話ししたいと思います。

○政府委員(中尾文策君) 只今のインフレと犯罪との関係でございますが、インフレーションが犯罪に影響するといふことは確かに申せるところであります

ますが、併しどの程度までが関係があるかといふことにつきましては、実は正確にはまだわからないというのが実情であらうと思ひます。犯罪ははかにもいろいろな関係がございますので、必ずしもインフレーション一本だけで犯罪がふえたり減つたりするということとは申せないと申します。そういう関係からいたしまして、やはりインフレーションは収束いたしましたも犯罪は必ずしもそれとは完全に歩調を一致させてはおられないことがあるかと思ひます。但し大体二十六年頃を頂点といたしましてだんだん犯罪が少なくなつて来ておるようには思ひますので、やはりそういう点では関係があるのじやないかと考えます。

○松永義雄君 御提出の資料の中にそのことが詳しく書いてありまして、それを読みますとほぼ明瞭なのであります。併し、二十六年における青少年犯罪数は非常な数に達して或いはこれが頂点なのかも知れませんが、インフレーションを除いたこのほかに一体主なる原因は何でしょうか。

○政府委員(中尾文策君) 特に青少年という年齢層のものは外界の影響というものを受けるやういふ、成人よりはやはりそういうものを受ける度合が強いと思われまして、やはり環境の影響、つまり家庭の影響或いは社会生活をやつておられます間に受けますなどの影響、或いはいろいろな盛場とか一般的な道徳を破壊するような要素がございますが、そういうものの影響を受け

ることが相当大きいのではないかと思ひます。

○松永義雄君 「青少年問題協議會だより」という新聞ですが、それによると、青少年犯罪者の家庭は極貧家庭がわずかに全体の二%にしかなつていない、八%は普通以上の家庭から出ていて、九%は普通以上である、それがどういふことなんでしょうか。

○政府委員(中尾文策君) ちよつと私の資料のことを存じませんので資料そのものにしましては申し上げられませんが、併し、貧困それ自身は直接には犯罪の原因になるかどうかはわかりませんが、貧困といふことによつて生じますところのいろいろ環境の非常に大きな悪化激増といふようなことが犯罪の誘因になるわけでありまして、私の極貧といふものがどの程度のものかは極貧になつてゐるか存じませんが、併しやはり極貧といふことは相当大きな働きを起しているのだらうと思ひます。

○政府委員(中尾文策君) 一般社会の極貧のパーセンテージがどの程度になりますかどうですか、やはりこの極貧といふものの範疇に入られます程度のもものが一般社会でも少ないではないか。こう思ふのであります、やはりその貧困といふもののものさしは相当影響があるのだらうと思ひます。

○松永義雄君 私の言わんとしているところは、八割九分以上の家庭から出てゐる、八割九分以上の家庭が正當でないといふことを意味するので、その正當の家庭でないといふことを意

味するといふことが、なお未だ経済的混亂の影響を受けている結果ではないかと、こういうふうには私はまあ考へるのであります。

○政府委員(中尾文策君) たしかにそうだらうと思ひます。つまりこの極貧といふようなカテゴリーに完全に入らないといひましたけれども、今おつしやいますような今現在の非常に苦しい世の中でありまして、そういうことのために家庭生活といふものが相當いろいろな面から圧迫されているだらうといふことは考へられるのであります。まあ又この戦争後の少年犯罪と申しますものは一つの特徴がございます、それはまあ今言つたような理由が有力に働いたのだらうと思ひますが、これはまだ平常時では少年犯罪といふものは大體貧困な階級から起るといふことが普通常識的に言われておりましたが、もう戦後になりますといふとひとりやふたり貧困な階級ばかりに限つていないでいろいろな階級から犯罪者が出るようになっておりますが、やはりこの原因といふものは、普通貧困でないといふ考えられなくてもやはりいろいろな意味で苦しんでおりますので、そういうことの影響が現われてゐるといふふうには考へるのであります。

○松永義雄君 例へば、経済的問題の一つとして住宅問題のごときがまだ解決しておらない。そうしたことが又一つの犯罪の原因の環境になる、このことを指摘しなければならぬ。従つてただこの点だけをつかまえても、

約合のとれた程度を国が更生保護会に
対して支払うようにして、請求をいた
してあります。その委託費がやはり本
年度は二千五百万円というようなこ
とに相成つております。大体手続は刑務
所或いは裁判所から執行猶予になった
場合には刑務所長、或いは検察庁から
実際に保護を必要とするかどうかとい
うことを記載した保護のカードを持つ
て観察所へ参ります。そうしてその際
に保護観察所におきまして、本人からい
ろいろと事情を聞きまして、そうして
必要ありと思う者を適当な更生保護会
に委託をして保護をいたしおるような
状況でございます。勿論満期釈放者或
いは執行猶予者等につきましては国が
強制的に拘束するということではでき
ない建前でございまして、本人の申出
によつて保護を加えるこういうふう
に相成つております。更生保護会の中
には授産設備を持つておるものもござ
います。大体においては授産設備の
ないものが多くなつておりました。大
体この発足の沿革から申しまして、各
刑務所に一カ所程度がまあ必ずあると
いうふうに相成つております。その刑
務所を出て本日に明日から行く所もな
いという人を更生保護会に委託しまし
て、そうして授産をする、本人の更生
を図るということにいたしておりま
す。現状は卒直に簡単に申しまして従
来民間事業を国が奨励するという立場
で数十年前参りまして、国民各方面の御
援助によつて成り立つというようなや
り方をやつて参りました。それが終戦
後経済界のいろ／＼な激変といひま
す。混乱と申しますか、そういう関係
でその方面の援助も得られなくなり、
昭和二十五年から国がこれを保護し或

いは委託費を出す、こういうようなこ
とに相成つておりますので、現状は極
めて不十分だと私も存じておりまし
て、これにつきましましてできるだけ努力
をいたしまして健全な発達といひま
す。育成、強化に力をいたしたい、か
ように思ひます。

松永義雄君 先ほど質問しておつたん
ですが、今日の青少年の犯罪というも
のは家庭に罪があることは勿論です
が、その家庭の罪といふことが終戦後
における日本の環境、広い意味におけ
る経済事情に基くものが多いと思つて
います。家庭ももとよりなおして行か
なければならぬことは勿論であります
が、こうした環境をなおして行くとい
うことも必要であります。それには国
民の生業を正しく導いて行くことが必
要だといふことになりまして、せめて
も具体的に只今お話のありました収容
所といふものをもつと強化して行かな
ければいけないのではないかとこのう
うに考へるのであります。ここに今議
題になつておる法案を通すのはいいわ
けですが、併しこれはただ単に相談す
るだけのことであつて、実践の方面に
子供さんたちを指導して行きやすい施
設なり輔導なりを具体的に強化して行
くといふのが第一必要じゃないかとい
うふうに考へるのであります。これ
について今希望でなければならぬと
も入れられないのだといふようなお話
でありましたが、ともかく少年院にし
ても収容所にしてもこの数字を見ただ
けで非常に不足しているのではないか
という感じが非常に強い。同じ職業教
育にしても先ほどいふ味を言つたので
すが、都会の子供に百姓のことを教え
てみたつて、そのこと自体は悪いこと

ではないでしようが役に立たない。
そのほか具体的例を挙げれば限りが
ないことです。それは要するに予算が
少なくて施設の施しようがないという点
に欠点があるのですが、その点につい
てお考えはどうですか。

○政府委員(斎藤三郎君) 現在少年院
或いは少年刑務所等におきまして、全
く相当の程度の治療を要するような少
年がふえて参つております。これにつ
きましては矯正局長からお答え申し上げ
たと思ひますが、できる限り教育に重
点をおきまして、そうして今後の、私
ども保護局において所管をいたしてお
ります出た後のことを考慮いたしまし
て、只今松永先生からお話の通りに、
刑務所なり少年院に入れば、できるだ
け早く少年院、刑務所から私どもの保
護観察所のはうに連絡をして頂きまし
て、そうして全国に四万数千の保護司
が活動しておられますので、その本人
の家庭に最も便宜のよい保護司に依頼
しまして、そうして本人の家庭、環境
の調整に努めております。そうして環
境調整がうまく行き、そうして本人の
所内での教育が成る程度効果を挙げ
て、これならば大体出して、指導の仕
方によつては正常に戻るのではない
か、うまく行くのではないかと、
こういう時期になりました際に仮出所
或いは仮退院という許可をいたしまし
て、そうしてその残りの期間中この者
につきましましては国が或る程度の力を以
ちまして、どうしても成續の悪いとき
には、もう一度少年院に戻すなり、或
いは刑務所に戻すというのを伝家の
宝刀と言ひますか一つのバックにいた
しまして、そうしてその残りの期間中
に本人が完全に正道にレールに乗るよ

うに仕向けております。只今力を用い
られないと言ひましたのは、前に出た
人或いはただ単なる執行猶予という者
につきましては、これはどうしても行
政力を用ひ或いはそういう権限をバ
ックにすることができませんので、こ
れは本人の申出に基いておられますが、
その他大多数の仮出所或いは仮退院の
少年につきましては、一種の力と言ひ
ますかそういう権限を背景にして、そ
うして併しそれは最後の手段として、で
きるだけ本人の性格なり境遇に應ずる
ような処遇をしまして対処して行く。
ただ只今御指摘のようにならざるお
りますのは、少年院なり刑務所なりを
出まして就職先を斡旋しましてもなか
なか就職させてくれない。殊に住込で
就職させるといふことは極めて困難な
のであります。さうな場合に更生
保護会といふものが充実しております
ならば、そこに収容されて勤め先に
勤める、こういうことが出来ますの
で、そういう意味からもこの更生保護
会の充実といふことは十分努力いた
したい、かように考へております。

○松永義雄君 保護司の話なんです
が、工場へ世話をしてやる、そうする
と腕に仕事がない、力がない、そんな
仕事のできない者なら、言葉が悪いの
ですが、今日うよく／＼そういう働きの
ある人があるのだ、何も好んでそうい
う人を入れることはないといふこと
で、結局無理に入れたり、入れてもら
たりしても仕事ができないうために本人
もいやになるし、飽きられてつい出て
しまふといふような結果になつて来
て、これは結局そういう種類の青少年
に対する職業輔導の方法が足りないの
ではないか、施設が足りないのではな

いか、そういうことが痛切に感じられ
るし、皆さんそういうことを言つてお
る。恐らく川越の大会においてもそう
いう意見があると思う。そういう現在
で以て満足せられてゐるのかどうか。
一つもつとこういう立派な会合を作
る、委員会を作るといふ意気込みがあ
りになるなら、具体的に一人でもそう
いうものが出ないよう具体的に施設
を施して、本日に親切に指導して行く
ことが必要である。そういう点につ
いて、どうも法務省は消極的のお役所だ
から、つい遠慮されて大蔵省にばかり
されるということもあると思つてす
が、こういうことを言い出す気持があ
るなら一つそれに伴うところの具体的
の案を具して来られるのが相当ではな
いかと思ひますが、それに對する
意気込みをあなたがたにお聞きしたい。

○政府委員(中尾文策君) その点は全
く私たちが非常に責任を感じておりま
して、今年少年院のことにつきまして私
たちが何か会合いたしましたといふも
職業輔導のことが一番大きな問題にな
るわけでございます。この点は十分
私たちが責任を感じております。これ
はさつきも申し上げましてどうもこれは
言訳になるようでございまして、併し
も、併しこれは私たちがいたしまして
は十分の熱意を持つておるつもりで
ございまして、現に年々このほうは充
實いたしておりますので、今後のこと
につきましても十分努力すること
を御約束いたしたいと思ひます。

○松永義雄君 もう一点。意見になる
かも存じませんが、先ほど引用した
新聞の二十六年度中の青少年の犯罪の
家庭状況調べといふものによると、極
貧が一萬九千三百六十、下流十萬六

十六、中流が四万五千、上流（極く豊かを加えて）十六万六千四百人ということになつてゐる。やはりこれを見ると、犯罪は貧乏ということから出て来るということの結論が出るようであるが、このことは法務省の責任ではなくして、政治、経済の他の方面によるかと思うのですが、くどいようであるが、この協議会というものができて、そういうことを頭においてこの協議会というものが運営されて行かなければ意味をなさないと一言ここに附加して質問を終わります。

○竹下豊次君 私人部省のかたにお尋ねしたい。お尋ねする前に、私がお尋ねいたします私の気持ちを先ず簡単に申述べまして一応の御理解を願つておいたほうが、あとでお答えを頂くときに都合がよいと思ひますので、先ずそれから申し上げます。青少年問題協議会というものが現在できておるのでありますが、これは非常に青少年の問題は重大な問題でありまして、かねて政府のほうでも御心配になつておりました。たまたま又国会におきましても衆議院におきましては青少年犯罪防止に関する決議、参議院で青少年の不良化防止に関する決議というものが決議されました。それに即応してこの協議会ができたわけでありまして、従つてその経過からいたしましてこの協議会の活動というものが、青少年の犯罪の防止、不良の予防というように注がれるかと思つておるのであります。ところが青少年の犯罪を防止したり不良を予防するといふようなことで悪性を帯びた青少年に対する対策を協議するはかに、一般多数の青少年の平素の指導、教育というものがむしろその根本の問題になりますので、それと密接な関係から指導、教育の關係があると思つておるのであります。ところが幸ひにして青少年問題協議会という名前がついておりまして、不良とか犯罪とかいふような言葉が除けてあつて、この名前だけを見ますと、ただ不良青少年の犯罪の防止等に制限された協議会でなくして、その他文部省で担当しておられるような方面の学校教育とか或いは社会教育という点について青少年に関する限りはこの協議会であつて、この名前だけを見るとそうなるのであります。なお又配付された資料によりまして、先日頂いた「第八回青少年保護育成運動実施要綱」を見ましても、その「手引き」というところに書いてありますが、「昭和二十八年度における中央関係機関等の重点的施策ないしは、中央関係機関等が、地方関係機関等に對し、期待する施策の方向を列挙すれば次の通りである。」

（一）児童憲章の普及徹底
（二）学校教育の振興充實
（三）青少年文化環境浄化、整備
（四）青少年組織の育成促進
（五）特殊地域における青少年の指導、保護
（六）長期欠席児童対策の徹底

制限されておるようでございます。なおこのほか従来この委員会において、配付された資料を見ましても、その大部分は不良に關係のある部分でありまして、一般の青少年の指導、教育というものの對する資料というものは余りたくさん頂いておりません。私は平素日本、日本の再建を心配いたすとき、一番頭を離れることのできないのは、青少年の教育、指導、年寄りはなかなか今まででき上つた頭を切替へるということ、口では言つても根本的にはできません、この残りの何年か楽しんで日本の再建を圖らなければならぬ、こゝろに思ふのであります。又私たち地方に歸りまして、方々青年会など或いは学校等話をさせられることがありますが、青年の集まりなどにいたしまして、私などが政治方面の話をすると、むしろ自分たちの修養、青年の心がけはどうなうやならない、社会に對してはどういうふうにならなければならないというふうな話をしたほうが喜んで聞きます。戦争後、特に青少年の思想などが少しゆるみまして、これは非常に私から見ればかわいそうなものだ、その責任は我々が負わなければならないと思つております。非常に悪い言葉で言えませんが、近頃非常に本氣になつて突いてこれはいけないといふふうな考え直して、いい青年たちがだん／＼殖えて行くやうな傾向にあるように私は見ております。これは私の見方が違ふのかも知れませんが、人によつて見方が違ひます。私はそういうふうに見ております。今こそ本當にこの青少年の指導、教育といふことは、政府としても我々年とつた

ものとしても、極力ちからを入れて行かなければならない。ところが政府のほうでも干渉とか、指導とかいふようなそんな言葉、干渉は悪いですが、指導とかいふような言葉を使うと、干渉するかのやうに世間から非難、又は政府に限らない我々年寄りでそういうふうな誤解を受ける心配があつて、落ちついてそうして元氣よく指導の面に乗り込んで行くといふやうな人が非常に少い。これは私は非常に遺憾なことだと思ふ。長く話せばこれは限りないことであるが、かように私は心配しております。幸ひにしてさつきから申しますように、この協議会というものは何もういふに制限的になつていないやうな建前になつておるやうに思ひますので、又文部省初め積極部面において従来よりも一層力をお入れにすることが非常に必要である、かやうに考えておるわけでありまして、この協議会が私の今理解しておるやうな、そういう広い意味の協議会でなくして不良青少年等に対する限りのものであるか、それにただ直接、間接の關係があるから文部省のかたも又それに関係しておられるのだという程度のものであるならば、これは又別のものになります。若しそなたとすれば、私はこの協議会とは別にやはり青少年の問題で文部省を中心とする積極的な大々的活動の機關を、もう一つ別にお作りになつては如何ですか。二つにするのが却つて連絡がとれると思ひますが、でき得べくんば、今の規定で許されないうならば一段大きいものにして両方で連絡をとつておやうになるということが必要である、かやうに考えておるわけでありまして、そこで私はこの問題を

非常に重大な問題だと思ひますし、この協議会がうまく利用されましたならば再建のために非常に役立つ機關である。かやうに考えますので、いゝ／＼文部省のかたにお尋ねしたい、こゝろの氣持になつておるのであります。幸ひここに頂いておられます資料に今先ほど讀上げた項目がずつと並べてあります。どういふ順序で御説明になりましたらもうわかるやうに説明して頂ければ結構でございますが、私ちよつと思ひつきましたのは、あなたの方で差支えありませんならば、ここに掲げてある一から數項目並べてありますその順序によりまして、この問題はどの程度で文部省は考慮を払つてゐるか、實際はどういふふうにしてこの協議会と連絡をとつて指導して行くか、或いは自分で直接指導ができないならば協議会のほうからどういふやうな手配を進めてもらつて行くかといふやうなことは御説明を頂いたらわかりやすいのではないかと。もうちよつと詳しく申し上げますと、例えば（二）の六三制教育の充実といふのがあります。これなどは非常に重要なことだと思ひます。併し六三制教育の充実と言つてみたところで学校の建築から何からすつかりあるわけでは、ただこれだけじゃ私などはわからないのです。そのうちでも順序があつて青少年に關係した適切な部面からお進みになつてゐるはずだと思つておりますが、その点を一つ少しとつくりお聞かせ願ひたいと思つております。社会教育の公民館の問題とかいゝ／＼たくさんここに項目だけはずつと並んでおりますから、これだけができれば誠に結構だと思ふのです

が、これを具体的に御説明願いたいと思います。

○松永義雄君 それに関連して、雙座学校の雙座児童ですね、これに対する職業指導をどういうふうに行うかという点についてお話を願えないでしょうか。

○松原一彦君 私今と同じような疑問がありますから関連して答えて頂きたいのですが、よろしくごさいますか。私も丁度竹下さんと同じような疑問を持つておるのですが、やはりこの説明にありましたように、青少年犯罪防止に関する決議が衆議院で行われ、参議院では青少年の不良化防止に関する決議が行われ、それに即応してこういうような協議会を作るといふのであ

進しようとしておる。ここに一つの紛糾が現に表面化しておるのであります。又農林省のほうでは4日クラブ等を持ち、一方には農林建設青年隊というものを設けてこれが指導に當つておる。建設省も国土建設が何かの青年隊を持つて国費を使つてこれが指導をやつておる。ここにもいろいろ区々ちまちなものがあるものであります。こういう方面にも相当紛糾がある。で、そういうものまでをもこの青少年問題協議会を取り上げて各省間における青少年指導育成の大方針をも調節なさるお氣持があるのかどうか。この辺につきまして竹下さんの質問に併せてお答え頂ければ仕合せであります。

○政府委員(江口見登留君) 私から先に一言御答弁申上ります。青少年問題協議会の創立されました経過につきましては、先ほど竹下さんからお話があったように、当初はやはり不良化防止、犯罪化防止という点に主眼をおいて参つたのであります。併し犯罪化、不良化防止という点からのみ考へて来るといふ点から、併しこの青少年問題の多面性と申します。か複雑性があるわけでございまして、これを何とか役所でやり得る仕事の範囲内でその連絡協調を図ろうといふことと、こういう協議会ができた。ただ役所の人たちばかりではなく、その道の経験者、専門家の方にも集つて頂いてその相互の各省でやつております仕事の連絡調整を図るということがこの主眼でございまして、各省プロパーの仕事は各省でみずからこれを行なつて頂く、それ／＼の筋でできるだけ強くその行政面を出して頂く。併しその緊

がりが非常にこの問題については重要でございまして、先ほどもお話があったが、学校の問題等、或いは学校外の問題、或いは不良化した少年年につきましてもこれをどういう所に収容するか、時間外の手当をどうする、又そこから出て就職の問題等はどうか、過程におきましてそれぞれ行政面に現われて来る事態が違つた役所の関係を持つものでございまして、従いましてそれらの連絡協調をうまく図るといふことによつてこの青少年問題の一部が解決と申しますか、解決に近付くようになりはしないかというものがその狙いでございまして、この協議会自体で各省の行政の基本方針をここで決めたり、或いは各省に対して思ひつきをここでまとめて指示をしたり、そういうような性質のものではございませぬのであります。ただ、今申しましたように、非常に連絡協調というところが大切な仕事でありますので、それがこの協議会において図つて行くというものがその趣旨でございまして、各省の仕事としましては各省自体でそれぞれの行政面の仕事をやつて頂く。こういうことになつておりますので一言その点は申上げておきたいと思ひます。

○政府委員(等中作雄君) 只今のお話がありまして、文部省の持ちますプロパーの仕事の面でこの青少年問題解決に關係のある点では協力をいたしましてこの青少年問題協議会を支持し、ここにおいて各省の連絡協調をとつて行くという意味で私共もぜひこれから協力をいたしたいと思つておるものであります。御質問がありました点は、文部省におけるこの青少年問題に關係のある／＼な仕事の中でその実際の動き方というふうなことにについてのお話でございまして、まあ広く申しますれば、文部省の行政は全部青少年問題と關係があると言つても過言ではないといふことにもなりますが、特に青少年の指導、育成、保護ということに關係いたしましては、今年度予算で要求をいたしておりますもので特に力を入れてやりたいと思つておりますことは、各府県に青少年指導員という新たな職員を配置いたしまして、これは各府県三名、北海道だけは八名であります。これは全国百四十四名、これは比較的まあ年齢層も若くいいわゆる指導を受ける青少年とそう年齢的に差の無い、人格も立派な教養もある者を選考して任命いたしまして、これは地方公務員になるわけであります。その者に青少年問題の／＼企圖とか或いは指導というふうなことに協力をさせる、講演会や研究会やその他集會に出席をさせたり、その他生活相談を受けたり、いろいろ／＼な意味で青少年の問題の世話をする人間を配置するというにいたしてあります。昨年度は国立教育研究所の所屬員として地方に配置してあります。が、これを地方公務員に切替えまして、文部省としましてはその三分の一の職員費を補助するという形でこの指導員の制度をますます強化いたしまして青少年の指導に當らせるといふことをいたしておるのであります。漸次にこの仕事が地に着いて参りまして、相当業績を挙げているように思つておるのであります。

予算も一億には足りないものであります。が、各地で自然発生的に生れて来ておりますこの青年学級、これが現在約一萬学級百萬人の学級生を持つておるものであります。実際には経費の点或いは指導者の点で非常に困難な面に臨つておりますので、これに對して約三分の一程度の補助金を与えまして、そして定時制高等学校にも行けない生活的条件或いは経済的条件にある者に対する教育をするという建前、できるだけ青年の自主性を尊重してこれを運営するといふことをいたしておるのであります。

なお、これは直接青少年の不良化防止といふことを目標にいたしておるものであります。児童愛護班の結成、援助といふこともいたしております。予算はそうたくさんはありませんが、現に全国に千七百班／＼の活躍が見られるのであります。子供クラブ或いは子供会等に、教師或いは学生その他の／＼の問題に興味を持つておる人に委嘱いたしまして、音楽指導或いは紙芝居或いはお話の会といふようなことで街頭に進出をいたしまして児童愛護に當るといふようなことをいたしております。又中央の会合をいたしましては、児童文化會議といふものを年に一回持ちまして、いわゆる不良の児童文化財の追放と同時に、優良児童文化財の推進といふような問題、或いは映画の問題、紙芝居の問題、いろいろございまして、そういうことについて全国の知能を集めて実際の措置をとり、例えば紙芝居やの改善自衛を図るといふようなことに相當の功績を上げておるのであります。又青少年演劇の指導、青少年音楽の指導、或いは映画の審査

というようなことも文部省として行なっておりますが、最近から始めました仕事として教育放送を七月から始めておりますが、これも青年に特に聞いてもらつて一般的な教養の向上を図るということを中心においておるのではありません。

なお学校教育の面といたしまして、単に学校における教育のみならず、学校から帰つて、即ち校外の生活におきましてともすれば悪い環境に染むということがあるのでありますので、いわゆる訪問教師と申しますか、生徒指導担当教師というものを設置するように奨励をいたしまして、それが現在中学校に三千七十校、高等学校で八百三十八校にそういう専任教師を置いておるのであります。いろいろ長期欠席児童に対する生活保護或いは生活指導というようなことにも関連をいたしまして相当の活躍をいたしておるのであります。

只今お話のありました六三制の教育に、その設備の面から、施設の面から、或いは内容の面から力を入れる、これは当然の仕事といたしまして、できるだけの措置を講じて六三制の教育確立に力をいたしておる次第でございます。

それから聾啞児童に対する職業指導についての御質問がございましたが、これは私の直接の所管でございせんが、聾啞児童の教育は義務教育になつておりますので、いわゆる就学奨励金を出しまして全部聾啞学校に収容することにいたしまして、その生活費、教育費を負担するという形でその学校におきまして職業指導に力を入れるという事で聾啞教育を充実して行

う。婦人に対しまして成人に対しても、あつた地域の公民館を中心となつてあつた機能を補助員としてそこで統一的に扱つて行く。アブノーマルな者に對しては、今の不良防止もあるが不良になつた後の措置も行なつて行くが、その他はなるべく簡素化するべきものではないか。併しYMCAがあり、少年赤十字団があつてもそれはいいのですけれども、例えば同じ政府の下で農林省の四日クラブ等が国費を使つてあえて指導をしておられるというのには少しおかしな感じがする。どうも思ひつきじやないかという感じがする。

○政府委員(寺中作雄君) 職業指導の通訳のお話でございますが、文部省でやります聾啞教育におきましては、通訳を適さなくして話ができるように、いわゆる口の形でも話すということを根本的にやつておりますので、学校における職業教育におきましては特に通訳を介さないで實際聾啞者でも口がきけるという形で教育をやつておりますので、そういう問題は起り得ないのではないかと思つております。

○松永義雄君 つまり教える人が聾啞者に語る方法を知らないために、まあかゆい所に手が届かない、届くべきものが届かない、その弊がかなりひどいようです。折角指導してもらつてもわからない、こういう聾啞者側の意見、不平というか、そういうことがありますが、そのほうは厚生省の関係かあなたのほうの関係か……

○松原一彦君 江口長官に御意見を伺いたいのですが、私もこの問題を何も別に非難する意思も何もございせんけれども、そういうところからこの問題が起つたのかと思ひますが、青少年の指導に對して余りに多岐であり過ぎやせんか。例えば地方では公民館という施設を一つの文化センターとしてそこで青少年の校外の指導を行

るようになったのとは思ひますけれども、一方に私どもの最初考へておつたような、アブノーマルな者のきて来るその原因を探索して一方にこれを未然に防止し、できたあとの輔導に當る以上に広範な面から日本の青少年問題を考えるとするならば、かようなところに無駄のないような一つ御考慮というか、お考え頂きたいというのを私は思ふのですが、間違つておりますかどうか、最近に余り深入りして御考慮の余地がありますならばお考えおきを願ひたい。

○政府委員(江口見登留君) お話の通りでございます。地方におきましては各省から出た仕事者が市町村単位に集るといふことになりまして、非常に例へば青少年の問題につきましても、各省からの指令が市町村に集つて市町村がねを上げてしまつたというやうな事になったのはこの問題もその解決の糸口もつかないかと思ひますので、そういうやうな点からもやはり行政面に現れる部分だけでも連絡調整してみようというやうな趣旨が根本になつてこの協議会が設置されたのだと考へますが、勿論行政面に現れます点がダブらないやうに、無駄のないやうにするために、やはりこういう協議会を持ちまして関係者が集つて相談をするといふことも一つのその解決手段ではないかと考へております。

先ほどお話がございました農林省関係で、そういうやうな青少年の指導というやうなことが行われるというお話でございましたが、勿論それらも考へまして、今回は先般出しました案と少し變つております点がございしますが、

その一つに農林行政を通じてのやはり青少年問題をこの協議会にかけて相談しようという事で、農林省の事務次官をやはり協議会のメンバーに加えるということにいたしましたのも、松原さんのお話に副つたつまり無駄のないやうに協議会を運営して行こうという一つの現われでございします。今後も仰せの通りできるだけ簡素化し無駄のないやうな仕事をやつて行くやうに留意いたしたいと、かやうに考へております。

○竹下豊次君 松原さんから御質問の点、それは私の県でも農業のほうの関係でやつていて、知事が熱心にやつてゐるそれ自体が私に思ふので非難するわけでありませぬけれども、松原さんの御質問に對して江口さんのお答で安心いたしました。が、成るべくまじ／＼にならないやうにやつて頂きたいものと思ひます。

それからいろいろここに例示してあるのを御尋ねすれば数限りもありませぬし、時間もとりますから、ちよつと一々この席から伺いたいと思ひますが、二、三の点について疑問を持つてゐることをだけ抜いてお尋ねいたしますが、公民館の利用は近頃町村のセンターとも言うべき所に相当な、所によつては村不相応な立派な公民館までできる傾向があるやうにみております。それはそれとして、私はいつも惜しいと思ひますのは、その村におけるセンターの一つの公民館でなくして、各部落に部落の集会所がある。それも小さい公民館です。この利用をもう少し奨励されたい。いなかのことでありますから、役場の所在地であつても百以上も集つていない所にある。そ

るやうになつたのとは思ひますけれども、一方に私どもの最初考へておつたような、アブノーマルな者のきて来るその原因を探索して一方にこれを未然に防止し、できたあとの輔導に當る以上に広範な面から日本の青少年問題を考えるとするならば、かようなところに無駄のないやうな一つ御考慮というか、お考え頂きたいというのを私は思ふのですが、間違つておりますかどうか、最近に余り深入りして御考慮の余地がありますならばお考えおきを願ひたい。

○政府委員(江口見登留君) お話の通りでございます。地方におきましては各省から出た仕事者が市町村単位に集るといふことになりまして、非常に例へば青少年の問題につきましても、各省からの指令が市町村に集つて市町村がねを上げてしまつたというやうな事になったのはこの問題もその解決の糸口もつかないかと思ひますので、そういうやうな点からもやはり行政面に現れる部分だけでも連絡調整してみようというやうな趣旨が根本になつてこの協議会が設置されたのだと考へますが、勿論行政面に現れます点がダブらないやうに、無駄のないやうにするために、やはりこういう協議会を持ちまして関係者が集つて相談をするといふことも一つのその解決手段ではないかと考へております。

先ほどお話がございました農林省関係で、そういうやうな青少年の指導というやうなことが行われるというお話でございましたが、勿論それらも考へまして、今回は先般出しました案と少し變つております点がございしますが、

その一つに農林行政を通じてのやはり青少年問題をこの協議会にかけて相談しようという事で、農林省の事務次官をやはり協議会のメンバーに加えるということにいたしましたのも、松原さんのお話に副つたつまり無駄のないやうに協議会を運営して行こうという一つの現われでございします。今後も仰せの通りできるだけ簡素化し無駄のないやうな仕事をやつて行くやうに留意いたしたいと、かやうに考へております。

○竹下豊次君 松原さんから御質問の点、それは私の県でも農業のほうの関係でやつていて、知事が熱心にやつてゐるそれ自体が私に思ふので非難するわけでありませぬけれども、松原さんの御質問に對して江口さんのお答で安心いたしました。が、成るべくまじ／＼にならないやうにやつて頂きたいものと思ひます。

それからいろいろここに例示してあるのを御尋ねすれば数限りもありませぬし、時間もとりますから、ちよつと一々この席から伺いたいと思ひますが、二、三の点について疑問を持つてゐることをだけ抜いてお尋ねいたしますが、公民館の利用は近頃町村のセンターとも言うべき所に相当な、所によつては村不相応な立派な公民館までできる傾向があるやうにみております。それはそれとして、私はいつも惜しいと思ひますのは、その村におけるセンターの一つの公民館でなくして、各部落に部落の集会所がある。それも小さい公民館です。この利用をもう少し奨励されたい。いなかのことでありますから、役場の所在地であつても百以上も集つていない所にある。そ

ここに何百万というような費用をかけた、そして公民館を作つて、これは結構であります。結構じやありませんか、併し利用価値が非常に多い。半道も離れたところの青年がそこをわざわざ集つて本でも読むというところをやりはしません。ただ何に利用されるかという程度のことです。毎日々々の働く効果というものは私は割合に少ないと思います。

ところが各部落には小さい所でも三百人も入る公民館というものがある。これに私は電気の設備でも明るくしてやり机でも二、三は置いて、本の世話も役場が中心になつて結構でしょうけれども、してやるということの、そういうところ／＼な部落の集りがあつたり、年寄りの集りもあるけれども、これだつて毎日毎晩あるものじやありません。一週間に一回か或いは少い所は月に二回くらいしか集らないところが普通であります。大部分は子供の遊び場というようになつてゐるのではありません。大人で集る人というものはおおかた半分、あとの残りの半分、残りの三分の一というのは青年の修養なり、集つて本でも読むように仕向けて行くというようにしたことにはなれば、私は今ほう／＼でできる大きな公民館を作るよりもよほど効果的で、金がかからないで、殊に今日の日本の財政の窮乏している際に、地方では特に窮乏です、そういう県は考えなければならぬ、私には思ひます。私は実はこれは教育刷新委員会の委員をしておるときに行つたことがあります。特に氣をつけて方を廻つております。どうも私の注文通りにやつていないので、実に私は遺憾に思つておるのであります。その点につきましてもは文部省はどういうふう

に現在お考えになつておられますか、私は刷新委員会でも申しましたのはよほど古いことになりませんが、参議院ができて前のことではありますから、一つその後の状況、私は全国を廻つておりません、ただ宮崎県のことだけしかよく知りませんが、私のみかたが誤つておるのかも知れませんが、誤つておるなら大要結構だと思ひますので、その点御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(寺中作雄) 只今公民館の充実のためには、その部落の集会所を利用せよということでありますが、私も大体その方針でございます。特に公民館として村の中央に非常な立派なものを作る、形式だけを整えるということが公民館の充実ではないと考へておるのであります。各地方におきましても大体その趣旨によりまして部落の集会所を公民館分館といたしまして、そして中央の本館と連絡をとる、例へば圖書の巡視をやるとかというようになつておるのであります。現在公民館の数は一万の町村に對しまして三万一千ぐらいの公民館があるということになつておるのであります。これは分館を数に入れた数字であります。町村のパーセンテージからいいますと、約七三%、約七千三百町村におきまして公民館を持つてゐる、あと二七%が未設置であるという状況になつておるのであります。お話のように分館というものが、本館に部落民の生活と直結した施設でありますので、公民館を充実するのはまず分館の内容を充実し、そして本館とも連絡をとりながらやるという

ことで奨励をいたしておるのであります。ただ政府から出します運営の補助金というものは甚だ僅少であります。約二千四百万円ばかりの額を出しておるのであります。今度青年学級の振興法案は上程をいたしておきます。この青年学級も公民館において解決するということを主体にいたしておきますので、青年学級の事業を中心に公民館の素質、能率が上るということを狙ひにいたしておるような次第であります。

○竹下重次君 重ねて申しますが、いなかのものは御承知ですけれども、百姓の家庭というものは實際電気が暗くて、うちに子供が帰つて勉強しようとしてもなか／＼できないのです。そして弟が有る、妹が有る、きょうだいがかち／＼言つておるし、量も敷いていない家さへたくさんあるのです。それから、公民館に電気が少しも入らないものをつけて、公民館に申ししますよりも、むしろ部落集会所といつたほうがいいと思ひますが、いくら金がかかりません、そういうことがいふのだぞというやうなことを相当力強く指導して参れば、そのくらの金はその部落だけで済むのです。幾らも金ばかりかきません。町の真中に一つ作るといふことになりまして、おれの息子が行きもしないところに金を出さうという不平さへ起る場合もあります。自分の部落ですら……私の町は人口二万ぐらゐです。公民館も三つや四つじやありません、各部落に一つづつあります。歸つて来てそこへ行つて晩に静かに本を読む、本だつて七月出る八月号というやうな雑誌のよう早く配る必要はない、古いものでもいいこ

とがたぐさん書いてある。いなかの子供はそれでも珍らしいが、つて少したちのいい子供だつたら非常に喰ひついて読むのです。費用がかからずうまく行くのじやないか。これは指導者の熱意があればそれ／＼の金は部落から出るといふことを考えるのですが、村のかたにも私はちよい／＼いいますけれどもなか／＼やつてくれないのが今日の状態のように思ひます。その点を一層強力に、御賛成でしたらやつて頂きたいと思ひます。

それから放送、近頃テレビもできたやうであります。放送協会とかテレビの会社とか映画の業者とか、これが社会教育に殊に青年、少年の指導に非常に大きな影響があると思ひますが、そういう方面と文部当局との平素の連絡と申しますか、というのはどういふことになつてゐるのですか。

意味がないのであります。そういふ意味で文部省も一つの刺激を与えるという意味もありまして、本年度一千百万円ばかりの予算で教育放送を民間放送にやらせるといふ措置をとつたわけでありまして、これも実は最初は全国十九局のうちせい／＼三つか四つの局に委嘱するくらいで、そういう方法でしかできないというつもりでありましたが、各地方の要望が非常に強く、又地方局が是非協力したい、そのためには文部省で製作費を持つてもらへば電波料はスポンサーに負担させてもいいという形で、非常に支持協力の機運が起りまして、七月から実施いたしておりますのは朝早くやつておるのではありません、十九局のうち十六局が今今教育放送を出すということになつたのであります。全国大体カバーできるくらいの規模で、以てこの教育放送を実施することとしたのであります。これはまあ青少年、家庭の主婦といふやうなものを中心に一般の誰でも、生活或いは産業に必要な知識教養といふものを与えるといふことを目的としたておるのであります。特に専門的なものについての放送ではないのであります。

それから映画の關係であります。映画に關しましては例のアメリカから無償貸与をせられております。千三百のナトコの映写機といふのが全国に配られてゐるのであります。それに對して現在アメリカ大使館からのルートでアメリカのフィルムが流れまして各地方で上映できるやうな組織になつております。ただアメリカの映画だけではおもしろくない、だんだん飽きて来るというやうな状況にあります。

ので、文部省といったしまして是非日本の教育映画を製作して、そうしてこの映写機のルートにのせたいというので、今回、予算としましては前からあったのですが相当増額をいたしまして、文部省で年間四本ぐらゐの教育映画を作る。その他幻灯等も十本ぐらゐ作るという予算をいたしてあります。まして、できるだけこれを地方にこの教育映画を見る機会を与えられるように努力をいたしておるのであります。

○竹下重次君 いろいろお尋ねしたい問題たくさんありますけれども、私ばかりお尋ねしても時間の都合もありますので本日はこの程度にいたします。ただ最後に一つ希望を申述べておきますが、先ほどもちよつと申しましたけれども、文部省にしてもその他の所にしても、私から言えはしつかりした強力に指導してもらわなきゃならぬ立場に立つておられる上の人、戦争後弱くなつたと言つちや語弊があるかも知れませんが非常に気がねしていらつしやる傾向があるように思います。ところが自分のことは自分のことと考えて自発的にいろいろなことをやつて行かなくやいなんだという、その考え方は抽象的に言えはいいにきまつておりますけれども、何の考える能力のない子供に考えろということそれ自身が少し無理だと私は思う。私は決してどうしても強力に指導して行くということが本当に子供のために親切であつて、決してそれは干渉でも何でもありません。今の状態ではちよつと子供たちに対して大人たちの不親切の度が強過ぎるのじやないかという気がしております。最近、ちよつと余談になりま

すが、或る中学校の先生と話しておつた際に言つたのですが、数学の問題に答案を書いて出さなきゃならない生徒が、そのときにその問題の意味がわからないのが中学校の生徒にたくさんあるというわけなんです。私は驚いたのですが、我がが中学の時代のことを顧みまして、私などは非常にほんくらでできなかったのですけれども、それでも問題の意味のわからないというようなことは殆んどなかつた。ただそれが解決ができるかできないかという。今の中学校の生徒はそうじやなくて問題それ自身がわからなから、もうとにかく立ち入つて教えなきゃいけません。自分で考えろと言つても考えさせようがないと言つてゐる。これは親切なクリスチャンの先生でありますけれども、そういう精神的な分野は多くの先生がそこまで行かずに、まあわからんものは仕方ないくらいでやつておられるのが相当あるのじやないかと私は疑問を持つたのですが、それじやとても私は子供の教育はできない。小学校の教育が悪いから、中学では中からの教育になるからわからないし、高等学校に行くとどうも君たち中学校の教え方が足りないものだから、おれのところじや手のつけようがないと、こういうことになつておつて、責任は誰が負うかわからないのが今日の学校の教育の状態です。それは本當にまじめな先生であるだけに真剣になつて私に話を聞かしたのであります。それは非常に参考になつたわけでありまして、実は驚いたのですが、その数学の問題につきましてはそういうわけでありまして、一つしつかり、非難も起りましよう、今のような思想のはやつてゐるときですから、非難の起

ることは私は文部省の存在価値があるのじやないかというぐらゐに、極端に言えは考へておる次第であります。これはもう私の考えが誤つてゐるのか、これは批判する人はいろ／＼あります。ようけれども、私たちはそう思つておりますが、この際私の希望だけ御参考までに申上げておきます。

○長島銀蔵君 一つだけ。竹下先生初め青少年の少のほうに非常に詳しく御意見がございましたが、私は青年の分だけで、実は覚醒剤の禍いのごさいますが、これが資料を拝見しましてに項目の十一のところ犯罪防止ということだけしか載つておりませんが、青年をむしばんでおる一番主な問題は現在ヒロポン禍ではないかと思うのであります。このヒロポンの禍いを防止しようとして先に覚醒剤制限の法律が出ておりますが、この法律が出ておるからそういう問題を上げなくていいのだというようにことでは、非常にこれは大きな間違いじやないかと思つた。私の知つておる或る町で人口はまあ十五―十七万という所でございすが、ここに消費されておる覚醒剤の量は一本六円として大体三万本ぐらゐが消費されておる、二十万円近いところのものが毎日消費されておるといふ実情であります。これを民生委員その他の連中が非常に苦勞をして警察当局へ何遍も足を運んでおる。ところがこれは警官の愚口を言うようになって甚だ相済みませんけれども、こういう問題を突きとめても殊更甲乙とか乙丙とかにならないさうです。それで単に泥棒とかその他の犯罪方面に重きをおいてゐるというのが実情のようでありまして、ところがヒロポン患者の家庭をた

ずねて見ますと、これは厚生省にお尋ねするのが普通かも知れませんが、私は今法務庁関係のかたにお尋ねしたいのであります。一日に一人で数本打たなければ到底平常の状態を保つことができないというのが彼らの実情で、それを賈う資金に困つてあらゆる犯罪をする。青少年を手先に使つてヒロポンを賈う金を集めるために窃盗からその他ありとあらゆる罪を犯してゐるのであります。これが実情であります。従ひまして地方の警察その他に對しまして青少年問題解決にどの程度まで法務庁関係のお仕事としてやつておられるか。その実情を承れば大変幸せだと存じますので教えて頂きたいと思ひます。

○説明員(寺田警署) 国警本部の防犯課の者でございます。警察といたしましては覚醒剤の違反も他の犯罪事件と同じように取締をやり検査いたしております。手許にちよつと詳しい資料がございせんので件数その他この席でお答えできませんのでちよつと取寄せてお渡しするようになつたと思ひますが、これは覚醒剤の所持とか製造、譲渡それ自身が覚醒剤の犯罪になつておりますので、覚醒剤のそれ自身の犯罪を取締ると同時に、又少年も同じく犯罪になります。又少年も同合ですと、今お話がございましたように他の不良化或いは犯罪化の非常な原因になつておりますので、少年の一般的な不良化防止或いは犯罪の防止という点からも覚醒剤の取締を嚴重にやつております。

○説明員(長戸寛美君) お答えをいたします。今ここに確実な数字を持つて来て参りませんでしたが、麻薬犯罪と

覚醒剤の犯罪がございしますが、いずれもこれは特殊な犯罪でありその取締は嚴重にしなければならぬと思つております。その中で麻薬と比べますと覚醒剤の犯罪が青少年の層にかなりあるわけがございします。これは又そういうふうな覚醒剤を使用すると言ひますか、使用することが常習となつたような者について窃盗とか或いは傷害とか、そういうた別の犯罪が伴ひやすいということが考えられるわけがございします。従ひまして我々としては覚醒剤の犯罪について、青少年そのものも初犯でなくたび／＼それを行うというふうな者については刑事処分を行うことも無論せねばなりませんが、それよりも覚醒剤の流れる元と申しますか、これが非常に集团的にルートをなして行われておる。恐らくはその元というものは少年でなくて成人がそういうふうな販賣の常習者である、そういうものの根拠をつくというのを考えまして、全国の検察庁に指示をしてやらせておる。近く麻薬、覚醒剤につきまして各地に合同を催しその害悪の恐ろしいことを徹底させまして、青少年をそういうふうな災から救いたいというふうな考えております。

○長島銀蔵君 これは第二の国民である青少年に對しましてはまあ何よりも恐ろしい一つの風潮と考えます。で、私も私も絶えずそういう方面に心配をしておりましたのですが、家庭を調査してみますとそれはひどいもので、枕もなければ蒲団もない、家財道具というものは一切覚醒剤になつておるといふような状態でありまして、どうかこの協議会の設置法案を論議するに

當りましてはもう一段の一つ御考慮を

願ひまして、この問題が本場に日本から私扱されるような場合に御配慮願ひたいという事を申し上げます。

○松永義雄君 覚醒剤というものは一つの薬としてほかのことに役立つのではありませんか、ヒロポンと称するものは、これは薬のほうですか、あなたの関係かどうかかわからないけれども、委員長、結局私の聞きたいことは、今製造者について何か取締の方法がないか。それから流通販売過程においての取締は、薬師でなければ手を出せないとか、或いは判を持って来なければ手が出せないというような規定になつておるかと思ひますが、ところが密造、密売が行われておるといふようなことになれば、それはやはり刑法の中の適当な犯罪になるという規定があるのでございませうか。

○説明員(長戸寛美君) 実は覚醒剤の医学的のことは存じませんが、只今お話のように、覚醒剤がそういうふうな意味に、覚醒剤がその役立つという意味において、検査します場合においては覚醒剤取締法の対象になるわけです、特別法違反として処理いたすわけです。

○松永義雄君 覚醒剤の中毒にかかった者は一時どこかに隔離しておけばなおるというのですが、そういう性質のものですか。

○説明員(長戸寛美君) 麻薬のようにそうはつきり出ますかどうかです。麻薬の禁断症状の場合におきましては、刑務所に入れておいて非常に苦しんで、もそのまゝにしておけば或る一定の期間でそういうふうなものがなくなつて来るといふことが申せます。覚醒剤の場合に果して隔離だけでどうか。又隔離

しなくとも本人の意思によつてかなり効果はあるかと思ひますが、ただ少年院に入つて正常な生活をしておるといふふうな、何と申しますかまじめな生活に義務づけられておられますれば、結局ああいうふうな害懸からは免れやすいといふことが言えるのであります。

話は飛ぶのでありますが、少年院などで最近いれずみをしておる者を考えましても、以前はいれずみをしておられなければ少年院に入りましても恥のやうであつたのが、最近ではいれずみを薬で取つてもらいたいといふふうな者も出て来てる。むしろ少年院においていれずみをしておるといふことが恥になるというふうな近づきつつあるわけでありませう。

ヒロポンの注射をしておるといふことがむしろ恥だといふふうな状態にまで進んで参りますれば、非常に我々としては幸いであるといふふうな考へております。

○委員長(小酒井義男君) 速記をやめて下さい。

○委員長(小酒井義男君) 速記をやめて下さい。

○委員(長戸寛美君) それでは速記を始めて下さい。

次に厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。厚生大臣に対し質疑を願ひいたします。

○竹下登次君 人口問題審議会につきましても、十分に納得ができませんでしたので今日重ねて大臣にお尋ねしたいと思ひます。手許に頂いておきます資料によつて拝見しますと、こういうふうになつておるわけです。

大臣御存じでありませうけれども、簡単に申すから申し上げます。昭和二十四年四月十五日「内閣総理大臣の諮問に依り、我が国の人口問題に關し、調査、審議、設置すること」が閣議で決定され、各界権威十八名の委員を以て構成し、六月十五日第一回の總會を開き、以来人口収容力に關する小委員会と人口調整に關する小委員会との二つの小委員会に分れ審議を重ね、十一月二十九日現下の人口現象の分析に基いて、人口政策の基本方針を取りまとめ、政府に建議を提出し、引き続き審議を行なつて来たが、昭和二十五年三月委員等の整理に伴い廢止された。こういうことが書いてあるわけでありませう。これに違ひはないかと思つておりますが、私が先日お尋ねいたしましたのは、前に法律化されておつたものでは、前にとにかく内閣総理大臣の諮問機關として人口問題審議会といふものが設置されて、そこで小委員会が二つできて二つの問題について研究されて建議までしておられたが、昭和二十五年の三月に委員会等の整理に伴つて廢止された。こういうことになつておるのに、今又新たにこの人口問題審議会を復活と申しますか、質が少し違ひますから新設かも知れませんが、とにかくこしらへるということになつた。その理由は、如何でありませうかというお尋ねをいたしましたのであります。私の考えますところでは、とにかく一応総理大臣の諮問機關があつて、それで諮問された事項についてお答えがあり建議があつた。そして勿論それが、もう一度廢止されたのでありますから、その後又この問題について特別の必要な問題が

新たに起つたとか、社会の情勢がよほど變つて来たとかいふようなことのな

い限り、一度やめたものは不必要であるからおやめになつたんだから又起す

というのはいさよふとおかしいやない

か。どういふ社会の事情が變つたか、是非作らなければならぬ事由が奈辺にあつたのかといふことについてお尋ねしたのであります。そのお答えが私は了解ができませんでしたので重ねてお尋ねするわけでありませう。

○國務大臣(山縣勝見君) お説の通り昭和二十四年に人口問題審議会がたしか四月でございませうか發足いたしました。たしか六月からでございませうか人口の収容力並びに人口調整に關して小委員会をおの／＼持つてたが、小委員会を開いて、そしてたしか十一月でございませうか日は或いは違つて

いるかも知れませんが、人口問題審議会として總理大臣に答申をいたしました。その際は主として人口の吸集力並びに人口調整の二部門に亘つて人口問題を検討いたしましたので、昭和二十五年に委員会等の廢止に伴つてこの審議会が廢止されました。従つて仰せの通り一応その任務を終つて、而も一応審議会は廢止いたしましたのであるから、再びそういう審議会を置く必要はないじやないかという御議論は、一応形の上では御尤ものように拝承いたします

が、併し人口問題といふのは、これはもう我が国にいたして最も重要な問題の一つであり、あらゆる問題の基礎になる私は重要な問題だと思つてゐるのであります。むしろ昭和二十五年に廢止されたこと自体が私は結果といたしては適當でなかつたと思ふのであります

が、併し当時委員会等の廢止と

いう一つの政策に伴つてさうな処置をとつたのでありますから今更それを批判いたしません、ただ人口問題といふのは抽象論にあらずしてやはり現実に基いた現実に対する対策でありますから、日本の終戦直後におきます

日本の人口の動態的な立場、形、或いは趨勢、なお又その後最も関連の深い或いはこの問題の解決に一番至大の關係を持つております日本の産業構造或いは経済の、この昭和二十四年に

でございませうか答申されたその答申の基礎をなしますデータといふものは、終戦直後或いはそれに繋がる二、三年のデータを基礎にいたしております。例えば日本の人口といふものは昭和二十二年は千単位二十四、二十六年は千単位二十六、二十七年には二十四、こ

ういふふうな變つて来ている。例えば死亡率のごとき昭和二十六年十が七年に九と變つて来ている。従つて純總計におきましても昭和二十三年の二十二といふのが昨年あたりはずつと減つて参つております。そんなふうにして人口の動態的な調査、いわゆるデータといふものは非常に變つて来ておりますし、なお又終戦直後のあのインフレーションを中心にした日本の経済的の狀態といふもの、なお又その他の社会的のいふ／＼な環境、狀態、これも非常に變つて来ておりますから、そういうふうな点からみまして人口問題を検討いたすのは、新たな見地からこの現実に即して更に検討すべき必要があると思ひます。

なお又從來は人口問題は人口の吸聚力或いは人口の調整といふ二部面に亘つて調査いたしました、人口問題はこれは非常に窓口の広い奥行の深い

ことは喫緊のことだと考えます。その意味において私は當審議會を持つことが必要であり、又當時一応あれを廢したことに對しても、私自身としては遺憾に思いますが、持つておいたほうがより適切であろうと思ひますが、そう非難するべきことでもないと思ふのであります。併し私は決して當時の政府當局者でありませんから弁護もいたしませんし非難もいたしません、私は素直にそう考へておる次第であります。

○竹下豐次君 この問題についてのみならず、大體現在行政機構が大き過ぎるからもう少し小さくしなければならぬ、簡素にしなければならぬといふようなことが世間でも問題になつておる際に、一応やめるといふことを政府がきめたものを、その後の社会状態といふものが余りそう變つても来ないのに又始めるといふのもおかしいやないか、といふような氣持が先ず私の頭に浮んだわけで、こういうお尋ねをしておるわけであります。

それからもう一つ申上げておきますが、まだお尋ねしたいと思つておつたのであります。人口問題審議會を作ることはよいと、まだ私はそこまでは思つておるわけではございません。そのほかの方法で、つまり人口問題の研究所あたりでやる手はないものか。それでどうしてもできないでどうしても人口問題調査会といふものを更に復活と申しますか、作らなければならぬ必要があるのか、その点をお伺ひしたいと実は思つておつたわけであります。

○國務大臣(山縣勝見君) 人口問題研究所は人口問題審議會とはおのずから機構及びその審議の方法、又目的を異

にいたすのでありまして、研究所はやはり一定の職員の下にじつくり着意して専門的に研究をいたすと、併しその研究をいたす基本的ないわゆる人口問題研究の志向すべき点、或いはその基本的な点について、やはり人口問題は非常に広範闊な、又先ほど申しましたような奥行の深い問題でありますから、各界の学識経験者等によつて基本的な線を審議會によつて審議をいたして、それを基礎として、或いは又その補助的な機關として研究所があつて然るべきものだと思ふのであります。そこにおのずから兩々相待つて行くことが私は適當ではなからうかと考へております。

○竹下豐次君 大體大臣のお考えは承りましたから、私の質問はこれで終ります。

○松永義雄君 ただ一点國務大臣にお尋ねしたいと思ひます。

人口問題に關する財政經濟について、今度の二十八年度予算といふものは、百三十万人の人口の自然増加を養へば足りるという考へで予算が編成されたものかどうか。一応今日はそういう程度において、先は又先で考へる、そのときは又別の考へが將來出て来るという考へで予算が編成されたのか。その理由は、御承知の通り、前農林大臣でしたか、日本の食糧政策として、土地改良及び開拓として五百八十億、五十年計増産という案を立てられて、そうして二十八年度予算は二百八十億か九十億になつておるのだと、それで見ると人口の自然増加だけを養うに足りるという程度に達してゐるに過ぎないといふ考へるのですが、國務大臣として、一体日本の人口政策と食

糧問題については、とにかく自然増加の人口を養つて行けばよいのだと、國際收支のごとき、或いは産業構造の改善といふようなことまで思ひ及んでおらない。そういうふうな現在二十八年度の予算は受取つておいてよろしいのかどうかといふ点を、若しお答え願へればお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(山縣勝見君) 非常にこれはむづかしい問題でございまして、この問題はすぐには割切つてお答えはなかなかできない問題であります。併し、一応昭和二十八年度の予算案といふものは、いろ／＼な人口の數、現在の數及びその自然増加といふものを考慮して組まなくちやいかんものかたくさんあります。例へば生活保護にいたしましても、その他の食糧の問題にいたしましても、いろ／＼な点においてやはり人口の増加といふものを考慮したとしてやつておるものであります。或いは又その他の社会保険の面におきましては、人口の増加といふものを考慮に

おいてやつております。國民健康保險の給付の國家負担をいたします際にも、やはり人口の増加といふことを考へております。併しこれを相當深く考へてみますと、なかなかそう理論的に、理想的にそれでは全部繰り込んでおるかどうかといふことについて、これは疑問がございしますが、併し、今お尋ねの食糧問題等について、人口の自然増加といふことを頭に

おいて組むべきものであり、又組まんとする努力の下に私は組むべきであると思ふ。ただこの人口の問題については、我々いつも申しておることでもあり、又農林省等とも協議をいたしておりますことは、ただ自然に現在、昨年

百二十五万から十五万くらいになるでしようか、それが殖えて行くと、それだけではいかんのであつて、例へば生産年齢の人口といふやうなことがあります。これは労働問題と非常な關係がありまして、そういう問題もよく勘案してすべきものだと、人口の問題はただ自然的にいふわけの算術的に或いは幾何級数的に人口が殖えるだけじゃなくして、その人口の密度といふ点がありまして、その人口の密度になりまして労働問題にも非常な關係がある。

それから食糧の問題といたしましては、これはただ人口が殖えるその点において食糧の増産を圖るといふことであらずして、私どもとしてそれと同時に將來の日本のいふゆる食生活の改善、或いは食糧の自給の關係、こういう問題とも関連いたして、いふゆる大きな意味における日本の食糧政策、食生活の改善といふ二つのことも考へて行かなければならぬ。そういう面でも今度は実は人口問題審議會をそこまで掘り下げて考へてみたい。食糧の改善におきましては、今來年度の三割を増産して云々といふ話も出ておりますし、それも農林省と協議して検討いたしておりますが、大きく日本國民の將來の國民生活の改善、食生活の改善、そういうものを掘り下げて人口問題と関連さして解決して行きたい。これは將來の大きな理想であります。これは将来の大きな理想であります。これは将来の大きな理想であります。これは将来の大きな理想であります。

○委員長(小酒井義男君) ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(小酒井義男君) 速記を始めして下さい。

○委員長(小酒井義男君) 速記を始めして下さい。

青少年問題協議會設置法を引續いて議題といたします。本案に對して御質疑がございせんか。別に御發言がないようですが、質疑は尽きたものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないものと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありのかたはそれ／＼賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○上原正吉君 この法案は極めて適切な立法だと考へますので原案に賛成いたします。

○竹下豐次君 私は本法案は誠によくできた法案だと思ひますので賛成いたします。質問の際にいろ／＼私の意見、希望も取入れてお尋ねいたし、これに對するお答えも頂きましたので、この際繰返して私の意見を述べたことは差し控へたいと思ひますが、極く簡単に具體的にかいつまんで一言申上げたのは、從來青少年問題審議會、協議會といふようなもののあり方が、青少年の犯罪の予防、青少年の不良化の予防といふ消極面にむく大部分の力が注がれて、それ以外の青少年の一般教育指導といふような点について多少力の入れ方が足りない部分があつたのではないかと思ひます。併し私はこの問題を解決いたしますために、積極、消極兩方面のことを十分に検討して、そうして青少年の不良化防止をすると同時に、又立派な國際的な又日本國民としての素質を有する青少年を養成して行くといふ二つの面が本當に並行して行かなければならぬ問題だと思つてゐる次第でございします。この積極面の点につきましても從來も全く

○委員長(小酒井義男君) 速記を始めして下さい。

やつておられなかつたわけでもありませんが、一層力をお入れになりまして、このほうの指導、教育に従事するようになして頂きたいと思ひます。特に文部省の關係におきまして、その点を十分にお考え頂きたいと、かように考へておる次第であります。これだけ希望を付加しまして本案に賛成いたします。

○松原一彦君 私も本案に賛成ではございますが、青少年の問題は非常に多岐であつて中心は文部省の教育にありまされども、厚生省は児童福祉を持つており、婦人少年局は労働省にあり、不良少年等に関する問題では司法省がこれを担当いたしておる。更に農林省がいろいろ今日指導を行なつておるといつたようなことで、民間における各種各様の事業の指導方針は、これは差支えありませんけれども、青少年問題になつて来ると、国の指導には一つの統一がなくてはならぬし、極力整備して重複、無駄のないようにすることが大切だと思ひます。私も今後機構を増し人を増すような面については手きびしく一つこれから審議いたしたいと思ふ。特に今回の予算の上においてもすでに自由党も同意せられておるようでありまして、行政費は極力節約いたしたい、それでなくてもふやけたように膨張いたしております日本の行政面に、これは何をいへども英断を以て望まなければならぬもので、人を増し機構を複雑にするという面については今後手きびしくお互いに審議を尽して、国民の要望に沿うようにいたさなければならぬと思ひます。ただこの問題は青少年の指導が複雑化しておるといふ現状に鑑みまして、新たに政

府が統一を図られようとするならば、どうぞ思つて只今私が申述べたような各省にまたがる問題を調節或いは統制を願ひたい。一つの盲聾啞学校に行つてみても教室のほうは文部省の所管であつて廊下続きの寄宿舎は厚生省の所管になつておる。ここにも教員と寄宿舎の保護に當る指導者が対立しておるといつたような事実があるのではありません。同じ二つの盲聾啞学校の中に文部省と厚生省の所管の違いがあるというやうなことも実に奇異な感じを持たざるを得ないのであります。そういうやうな面が錯綜いたしておりますから、私はこの法案に賛成はいたしますが、この協議会がいよいよ活動を始めようになりましてならば、只今申ししたやうな面にメスを加えてすつきりした指導が現れまして、人員も費用の上にも無駄のないやうに行われることを切望します。これを附加しまして本案に賛成いたします。

○松永義雄君 本案に対して賛成いたします。但し本案の条文を見ますと、文章の上では極めて立派にできています。併し問題は具体的に何をやるかというところであります。殊に青少年犯罪をとらえてみても、そういう面での施設がないことはないのでありますけれども、そういう面での施設は極めて不十分であります。而も終戦後アメリカさんが青年に対する昔の少年保護事業をぶつつぶしてしまつて、新たに近代化した収容事業に対して、先ほどの法務省の話によりますと、それぞれそれに対して補助金を出している、こゝろ言つておられるのです。ともかく差当つて急場の問題は、子供たちの犯罪をどうしたらこれをさん除一掃す

ることができるといふことが重大問題で、その具体的方策を考えなければならぬと思ふのです。その原因は、これは話には非常に大きくなりますが統計を見ても貧乏が原因です。更にこれに對処する予算の問題だと思ふのであります。でありますから、法務省も熱心は熱心でしようが、何しろ自分のしたいこともしかねておるやうな予算の査定を受けておる。具体的に案を立てるというのでなければ、結局こゝろした協議会を作つたつて議論倒れに終つてしまつて、何らすることなくして終るのではなからうかと思ふのであります。特にそれを強調して賛成いたします。

○委員長(小酒井義男君) ほかに御意見ありませんか。……ほかに御意見がないやうであります。討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。それでは青少年問題協議会設置法案について採決いたします。本法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小酒井義男君) 全会一致で可決いたします。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長のお頭報告の内容は、本院規則第四十四条によつてあらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますが、委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨及び表決の結果を報告することと御承認願うことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。それでは本院規則第七十二条によりまして委員長の議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

上原 正吉	長島 銀藏
竹下 豊次	白波瀨米吉
松永 義雄	松原 一彦
野本 品吉	

○委員長(小酒井義男君) 御署名洩れはございませんか。……御署名洩れはないと認めます。

○委員長(小酒井義男君) 次に厚生省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案について御質疑のあるのかたは御発言を願ひます。

○松原一彦君 質疑を打ち切り、討論を省略して採決せられんことを希望いたします。

○長島銀藏君 只今の御意見に賛成いたします。

○委員長(小酒井義男君) 厚生省設置法の一部を改正する法律案については質疑、討論を省略して直ちに採決に入ることと御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 厚生省設置法の一部を改正する法律案について採決をいたします。本法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(小酒井義男君) 全会一致で可決いたします。従つて本法律案は原案通り可決すべきものと決定をいたしました。

○委員長(小酒井義男君) 次に大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案について御質疑のあるのかたは御発言を願ひます。

○長島銀藏君 本案につきまして質疑を終了し、討論を省略いたしまして、直ちに採決せられんことの動議を提出いたします。

○上原正吉君 只今の長島君の動議に賛成いたします。

○委員長(小酒井義男君) 大蔵省設置法の一部を改正する法律案については質疑、討論を省略して直ちに採決に入ることといたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。大蔵省設置法の一部を改正する法律案について採決いたします。本法案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

多数意見者署名

上原 正吉	長島 銀藏
竹下 豊次	白波瀨米吉
松永 義雄	松原 一彦
野本 品吉	

○委員長(小酒井義男君) 御署名洩れはございませんか。……署名洩れはないと認めます。

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。それでは本院規則第七十二条によりまして委員長の議院に提出する報告書につき多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とされたかたは順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

上原 正吉	長島 銀藏
竹下 豊次	白波瀨米吉
松永 義雄	松原 一彦
野本 品吉	

○委員長(小酒井義男君) 御署名洩れはございませんか。……御署名洩れはないと認めます。

【賛成者挙手】

○委員長(小酒井義男君) 全会一致でございませう。よつて本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。なお本会議における委員長報告は前法律案通り委員長に御一任願うことに御異議ございせんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(小酒井義男君) 御異議ないと認めます。それでは多数意見者の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

土原 正吉 長島 銀藏
竹下 豊次 白波瀬米吉
松永 義雄 松原 一彦
野本 品吉

○委員長(小酒井義男君) 御署名洩れはございせんか。……署名洩れないと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十二分散会

七月十一日本委員会に左の事件を付託された。

- 一、軍人恩給復活に関する請願(第一五五五号)(第一六四二号)(第一六六六号)(第一六六七号)(第一六八八号)(第一八五三三号)
- 一、元樺太特定郵便局長の恩給に関する請願(第一五五六号)
- 一、元南西諸島特定郵便局長の恩給に関する請願(第一五五七号)
- 一、傷い軍人の恩給復活に関する請願(第一七五八号)
- 一、傷い軍人に対する国家補償確立の請願(第一八四四号)
- 一、栃木県黒磯町埼玉開拓地に飛行場設置反対の請願(第一八四九号)
- 一、仙台市に営林局設置の請願(第一八六〇号)

一八六〇号

一、傷い軍人等の恩給に関する請願(第一九三三三三三三)

第一五五五号 昭和二十八年六月二十六日受理

軍人恩給復活に関する請願(二通)

請願者 和歌山市真砂町一ノ一岡本正義外四百七十六名

紹介議員 徳川 頼貞君

軍人恩給復活に当つては、(一)公務死亡者遺族扶助料を最低月額三千円とする程度に下級者の倍率を増加すること、(二)戦傷者第七項症増加恩給を復活すること、(三)従軍加算を復活すること、(四)戦争受刑者に対しては刑死者を公務死亡者として取り扱うこと、(五)職年通算については、引き続き七年以上の制限を緩和すること、(六)恩給金庫を設けること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一六四二号 昭和二十八年六月二十六日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 青森市柳町五二保全経済会青森支店内青森県旧軍人関係恩給復活期成連盟内 石戸勇一外二千七百二十八名

紹介議員 佐藤 尚武君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六六六号 昭和二十八年六月二十六日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 千葉市作草部町八六一宮川達造外千六百七

十六名

紹介議員 川口爲之助君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一六六七号 昭和二十八年六月二十六日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 東京都中野区氷川町三九 原田二郎外一万五千四百九十八名

紹介議員 宇垣 一成君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一七六八号 昭和二十八年六月二十九日受理

軍人恩給復活に関する請願(二通)

請願者 埼玉県浦和市仲町五ノ二四三 近藤豊外千七百一名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第一五五五号と同じである。

第一八五三三三三三 昭和二十八年六月三十日受理

軍人恩給復活に関する請願

請願者 名古屋市中区下茶屋町五七連族連合会内 三輪常次郎

紹介議員 草葉 隆圓君 山本 米治君 青柳 秀夫君 吉田 萬次君 大谷 磐雄君 長谷部ひろ君

戦没者遺族に対する恩給は、昭和二十一年勅令第六十八号により中止され、その後独立と同時に戦傷病者戦没者遺族等援護法が制定され遺族に対する援護が行われているが、遺族の現状は到底

十七日受理

傷い軍人の恩給復活に関する請願

請願者 富山市石倉村一四中新庄次郎外九名

紹介議員 館 哲二君

傷い軍人恩給の復活については、昭和二十一年二月一日勅令第六十八号により年金恩給が支給停止された傷い軍人中旧恩給法施行令第二十四条の第二項の普通恩給ならびに増加恩給および同令第二十四条の二の第一款乃至第四款の傷病年金恩給権者の既得権をすみやかに復活し年金恩給を支給されるよう取り計らわれたいとの請願。

第一八四四号 昭和二十八年六月三十日受理

傷い軍人に対する国家補償確立の請願

請願者 鳥取市東町鳥取県傷い軍人会内 山形長太郎

紹介議員 三好英之君

傷い軍人に対する国家補償の確立のため、(一)すみやかに恩給法を改正公布すること、(二)第七項以下四款症までの年金を復活し、かつ目症に対する一時金も増額すること、(三)更生医療を全戦傷病者に適用させるため、その範囲を拡張すること、(四)国鉄無賃乗車証を交付すること、(五)傷病再発の場合は無料治療すること、(六)傷い軍人に対する完全雇用法の単独立法をすみやかに制定すること等の措置を講ぜられたいとの請願。

第一八四九号 昭和二十八年六月三十日受理

栃木県黒磯町埼玉開拓地に飛行場設置反対の請願

請願者 栃木県那須郡黒磯町埼玉八四 後藤久四郎

紹介議員 相馬助治君

栃木県黒磯町埼玉開拓地に保安隊の飛行場が建設されようとしているが、飛行場が設置された場合、農作物の被害のみに止まらず、耕地ならびに家屋に大なる損害を与え、農業経営の基礎をおびやかす、かつ爆音により人畜に及ぼす心理的、生理的影響は大きく、作業能率ならびに鶏卵、牛乳の生産率の低下はもち論のこと児童の教育上にも大なる障害となるから、本飛行場の設置には反対であるとの請願。

第一八六〇号 昭和二十八年六月三十日受理

仙台市に営林局設置の請願

請願者 宮城県議会議長 今野

貞亮外四名

紹介議員 高橋進太郎君 吉野

信次君

林野庁においては、営林局管轄区域の變更を企図していると聞くが、仙台市は、東北地方における政治、経済、産業、教育、交通、文化の中心地であり、農林省関係出先機関をはじめ各官庁の所在地であつて林野行政の對外接渉に極めて至便であるばかりでなく、阿武隈川および北上川流域の要衝に当り、国有林生産物の処分、河水統制ならびに治山事業推進に万全を期することのできる最適地であるから、青森、前橋両営林局管轄区域の變更については、宮城県を中心とした岩手県南部および福島県を管轄区域として仙台市に営林局を設置せられたいとの請願。

第一九三三号 昭和二十八年七月一日受理

日受理

傷い軍人等の恩給に関する請願

請願者 福島県河沼郡勝常村大

字田川甲五四三 中島

万四郎外八名

紹介議員 松平 勇雄君

傷い軍人軍属に対する恩給制度を現在の実情に適するよう改善して重傷者の生活を保障し、また僅少の一時金を給せられただけで既に七、八年を経過している者に一時金の再下付あるいは現在規定額との差額の給付等の措置を講ぜられたいとの請願。